

- (19) 【発行国】日本国特許庁(JP)
(45) 【発行日】平成19年12月3日(2007.12.3)
(12) 【公報種別】意匠公報(S)
(11) 【登録番号】意匠登録第1316104号(D1316104)
(24) 【登録日】平成19年11月2日(2007.11.2)
(54) 【意匠に係る物品】交流電動機

【部分意匠】

- (52) 【意匠分類】H2-1200
(51) 【国際意匠分類(参考)】13-01
(21) 【出願番号】意願2007-9623(D2007-9623)
(22) 【出願日】平成19年4月11日(2007.4.11)

(72) 【創作者】

【氏名】玉井 博文

【住所又は居所】大阪府豊中市新千里南町3-29-5

(73) 【意匠権者】

【識別番号】395018251

【氏名又は名称】マッスル株式会社

【住所又は居所】大阪府池田市伏尾台4丁目9-15

(74) 【代理人】

【識別番号】100096839

【弁理士】

【氏名又は名称】曾々木 太郎

【新規性喪失の例外の表示】意匠法第4条第2項の適用申請が有りました。

【審査官】原田 雅美

(56) 【参考文献】DESIGN NEWS、01号、62巻、(2007-1-8)、124頁、(特許庁意匠課公知資料番号HB18025358)

(55) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、電動機本体の背面に駆動制御部が一体化された交流電動機であり、状態表示窓に青色発光ダイオードおよび赤色発光ダイオードが内蔵されている。交流電動機の運転状態が正常であれば、使用状態を示す参考図のように、青色発光ダイオードが連続点灯し、交流電動機の運転状態が異常になった場合、その異常状態に応じて赤色発光ダイオードが所定パターンで点滅する。

(55) 【意匠の説明】実線であらわされた部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。背面図は正面図と対称にあられる。主要材質は金属であるが、状態表示窓の材質は合成樹脂で半透明とされている。

【図面】

【正面図】

